（別記）様式第1号

普通河川等土木工事許可申請書

令和　　年　　月　　日

　　広島県東部建設事務所長　　様

　　　　（管　理　課）

申請者　住所　〒

　　　　氏名

　　　　電話番号

　　　　　　　法人にあっては、主たる事務所の

　　　　　　　所在地、名称及び代表者の氏名

　普通河川等保全条例第１条の規定に基づき、次のとおり申請します。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| １．普通河川等の名称 |  | ２．工事の面積 |  |
| ３．工事の位置 |  |
| ４．工事の種類 |  |
| ５．目的及び理由 |  |
| ６．許可の日から起算して、工事着手に至るまでの期間 | 日間 | ７．工事着手の日から起算して、しゅん功に至るまでの期間 | 日間 |
| ８．工事に対する利害関係者の連署 |  | ９．現在及び将来の修理　　保存費の負担方法 |  |
| 10．工事施設に要する土地又は不用に属する土地の処分方法 |  | 11．工事に伴う関係法令の許認可等の必要の有無 | 有　・　無 |
|  設計図書（添付書類。該当の番号を○印で囲むこと。）（1）位置図　　　　　（2）平面図　　　（3）横断面図（簡易な工事は省略）（4）縦断図（簡易な工事は省略）　　　 （5）設計書（工作物構造図）（6）丈量図　　 　 （7）公図の写し（必要により地番図添付）（8）流量計算書（必要に応じ添付）　　 （9）その他（　　　　　　　　　　　） |
| ※受付年月日 | ※現地調査 | ※許認可等年月日　※許可番号　※摘要 |
| ・　　・ | ・　　・ | 許可不許可 | 　　・　　・　　第　　　号 |

注1.　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とする。

注2.　※印欄は記載しないこと。

申請書の記載要領

・　申請年月日　　提出年月日を記載

・　申　請　者　　住所：個人の場合は住民票による現住所とし、法人の場合は主たる事務所の所在地

氏名：法人の場合は、法人の名称並びに代表者の役職名及び氏名

　　　　電話番号欄に担当者名を併記しておくと連絡の際に便利

・　普通河川等の名称

　　名称がない場合は「なし」とするか、俗称がある場合は俗称を記載

・　工事の面積　　河川、水路、溜池等の区域（新たにこれらの区域となる土地を含む。）内の土木工事を行う場所の面積を記載。したがって水路敷（地番がついているもの）、青線水路敷、堤塘敷、赤線里道敷、私有地、その他（道路敷等）に公図上の土地を区分して丈量する必要がある。この場合、私有地については地番ごとに実施。この確認のために公図の写し及び実測平面図から作成した現況地番図が必要）

・　工事の位置　　普通河川等に接続する土地の地番で記載

公図には通常、耕地番のものと山地番のものがあるが、2枚を接するような場合でも、原則として青線水路が載っている方を用いる。

例：○○町大字○○字○○123番地先から同字234番地先まで

・　工事の種類　　工事の内容が判明できるように記載

　　例：河川の新設、廃止、拡幅、改修又は補強、橋梁の新設又は架換、雨水又は汚水排水施設の接続（水叩工又はふとんかごを含む。）、護岸改築工事（三面コンクリート張工又は練石積工）、床固工、流路工、帯止工、頭首工、調整池設置

・　目的及び理由　審査に当たって重要な要素なので、背後の土地の利用計画を含めて、よく分かるように記載

　　　　　　　　　例：○○団地造成工事、○○ゴルフコース造成工事

・　許可の日から起算して工事着手に至るまでの期間

　　　　　　　他の法令による許可等が必要な場合は「○○の許可を受けた日から○○日以内」とし、また、出水期をはずすなどの考慮も必要

・　工事着手の日から起算してしゅん功に至るまでの期間

　　　　　　　かんがい用水の取水、出水期などによる工事の不可能な期間、コンクリートの養生など正当な余裕を十分に配慮した工程に基づいて記載

・　工事に対する利害関係者の連署

利害関係者が多数の場合は、別紙として同意書の写しを添付

　利害関係者は、工事そのものに対するものと汚水の放流に対するものとに大別できる。

 工事そのものに対するものとしては、第三者の土地に接して行う場合の隣接土地について所有者その他の権原を有する者の工事施行の同意及び境界線について異議がない旨の確認があり、第三者の土地が新たに水路敷等になるときは管理者に権原を譲渡することについての承諾も必要である。

放流に対するものとしては、し尿処理水、家庭雑排水、工場排水等の放流について放流口から下流におけるかんがい用水等の取水者の同意がある。

　同意書等は、どういう権限を有する者が何に対して同意したのかを必要に応じて図面も添付して明確に行うこと。

また、利害関係者の同意が得られない場合は、その理由書を添付すること。

・　現在及び将来の修理保存費の負担方法

工作物の管理は原則として管理者が行う。したがって、申請者と管理者が異なるときは、事前に管理者との協議を求め、負担方法を決定させておく必要がある。この場合は、管理者の同意書を添付すること。

工作物のしゅん功検査後は速やかに管理者に引き継ぐことになる。

・　工事施設に要する土地又は不用に属する土地の処分方法

新たに水路等の敷地になる土地や、廃川敷地となる水路等（売払い等の要望を含む。）を記載すること。

・　工事に伴う関係法令の許認可等の必要の有無

工事に伴って関係法令の許認可が必要な場合には「有」の文字を○で囲み、法令名、当該条文、許認可の申請の状況等を別紙として添付すること。

**添付書類と記載要領**

1. 位　置　図　申請地を赤色で示すこと。
2. 平　面　図　縮尺250～500分の１程度の実測平面図背後の土地の利用計画を含み、工事

場所周辺の状況が判明できるもの

1. 横　断　図　縮尺50～100分の１程度で、現況と計画の断面が判明するよう、現況を青、

計画を赤鉛筆でうすく着色

1. 縦　断　図　現況河川、水路の河床高、護岸天端高（左岸、右岸とも）及び背後の土地の

地盤高とこれらの計画高を図示（床版、排水口、取水口等の工作物の設置位置を記載）

1. 設　計　図　縮尺20～100分の1程度の工作物構造図
2. 丈　量　図　「工事の面積」欄に記載した面積の基礎となったもので、縮尺250分の1か

ら500分の1程度

1. 公　　　図　法務局備付のものの写しとする。
2. 流量計算書　橋梁、床版橋の余裕高、下流の流下能力、水路等の断面決定等に関しては、

必要に応じ、流量計算書（縮尺3、000分の1程度の流域図を含む。）を添付すること。

1. そ　の　他　必要に応じて土地の登記事項証明書、関連する許認可証の写しまたは申請書

の副本等を添付すること。

　　　　　　　　　防災調整池を設置する場合で、やむを得ず申請者が管理するときは、地元市町長との管理に関する協定書を添付すること。

防災調整池については、排水塔、放流管、余水吐などの構造が分かる図面を添付すること。

**提出先**

各地域を所管する市町担当部署

　・福山市　土木管理課（福山市内の下記以外）

　　　　　　神辺建設産業課（神辺町）

　　　　　　北部建設産業課（芦田町、駅家町、新市町、加茂町、山野町等）

　　　　　　松永建設産業課（松永町、本郷町、神村町等）

　　　　　　沼隈建設産業課（沼隈町、内海町）

　・府中市　土木課

　・神石高原町　建設課